

## 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議

- 山形県地域公共交通計画において、地域全体として維持すべき路線として位置付けるものについては、運賃も含めたサービス内容を、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとしている（「協議運賃」の設定）。
- 「協議運賃」の設定及び変更は、道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項の規定により、山形県地域公共交通活性化協議会等において協議が調っている必要があることから、本協議会において下記路線について協議するもの。
- ※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に「道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書」を交付する。

## 記

## 1 協議運賃対象系統（路線）

系統	事業者	協議運賃
酒田（エスマール）山形	庄内交通（株）	資料 6 - 8 別紙のとおり

## 2 適用する期間

令和 5 年 10 月 1 日から

## 3 協議事由

地域公共交通事業全体が厳しい状況下でコロナ禍や燃料費高騰の影響を受け、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を交通事業者単独の負担で継続することが難しいことから、上記系統を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。

このことに伴い、運賃も含めたサービス内容については地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとし、現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行するために協議するもの。

## < 道路運送法及び同施行規則の抜粋 >

### 道路運送法

#### 第二章 旅客自動車運送事業

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

- 第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### 道路運送法施行規則

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

- 第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線
  - 三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
  - 四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
  - 五 実施予定日
- 2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。
- (法第九条第四項の協議が調つたとき)
- 第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

普通旅客運賃表 酒田 ~ (山形自動車道) ~ 山形

1. 基準運賃

種別	区間	賃率
基準賃率	2.0キロまで	基準運賃の2.0倍
	2.1~5.0キロ	基準運賃
	30.1キロ以上	基準運賃の0.5倍
基準賃率 (庄内交通)	49円90銭	

賃率は酒田庄交バスターミナル～庄内あさひバスストップ間のみ適用することとする。

2. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	料程	摘要
山交ビルバスターミナル	山交ビルBT	0.0	
	山形駅前	0.3	

3. 按分料

酒田庄交	4.4	イオン酒田	21.7	庄内観光
BT	5.1	南店	22.2	物産館
9.5×1/2≒4.8		43.9×1/2≒22.0		
庄内あさひ	13.5	湯殿山口	32.8	西川BT
BT	12.0		34.3	
25.5×1/2≒12.7		67.1×1/2≒33.6		
山交ビル	1.8	南高前		
BT	2.4	(山大入口)		
4.2×1/2=2.1				

欄内の区分

新軽微(実施)運賃
現行軽微運賃
キロ程

区間	バス	キロ程	新軽微(実施)運賃	現行軽微運賃	キロ程	新軽微(実施)運賃	現行軽微運賃	キロ程	新軽微(実施)運賃	現行軽微運賃	キロ程	新軽微(実施)運賃	現行軽微運賃	キロ程	新軽微(実施)運賃	現行軽微運賃	キロ程	新軽微(実施)運賃	現行軽微運賃	キロ程		
酒田駅前	庄内観光物産館	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550
イオン酒田南店	庄内観光物産館	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550
庄内観光物産館	庄内あさひ	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550	750	1,450	1,550
バス	庄内あさひ	1,600	2,000	2,400	1,600	2,000	2,400	1,600	2,000	2,400	1,600	2,000	2,400	1,600	2,000	2,400	1,600	2,000	2,400	1,600	2,000	2,400
バス	西川	750	1,850	2,250	750	1,850	2,250	750	1,850	2,250	750	1,850	2,250	750	1,850	2,250	750	1,850	2,250	750	1,850	2,250
バス	寒河江	680	1,210	2,400	680	1,210	2,400	680	1,210	2,400	680	1,210	2,400	680	1,210	2,400	680	1,210	2,400	680	1,210	2,400
バス	南高前	190	680	1,210	190	680	1,210	190	680	1,210	190	680	1,210	190	680	1,210	190	680	1,210	190	680	1,210
バス	山交ビル	200	270	680	200	270	680	200	270	680	200	270	680	200	270	680	200	270	680	200	270	680
合計		200	460	2,040	200	460	2,040	200	460	2,040	200	460	2,040	200	460	2,040	200	460	2,040	200	460	2,040
		460	2,040	4,380	460	2,040	4,380	460	2,040	4,380	460	2,040	4,380	460	2,040	4,380	460	2,040	4,380	460	2,040	4,380
		2.10	5.30	71.00	115.00	346.50	442.50	597.90	636.30													

平均賃率 28.4535

※回数券の場合は右表運賃のとおり

※小児料金は大人運賃の半額

※身体障がい者又は知的障がい者の場合 5 割引

大人			小児
片道	2 回券	4 回券	片道
2,800	4,800	9,500	1,400

